令和８年度

奈良県立万葉文化館研究員室系統空調設備更新工事　　現場説明書

奈良県地域創造部文化振興課

現場説明書記載項目

第１章　概要

第２章　入札注意事項

第３章　特記事項

第１章　概要

１	工 事 名	奈良県立万葉文化館研究員室系統空調設備更新工事
２	工事場所	高市郡明日香村飛鳥１０番地　奈良県立万葉文化館　地内
３	工事概要	・空調設備の更新 上記、更新に伴う機械・電気設備工事、撤去・処分工事一式
４	完成期日	令和９年３月２４日
５	概成工期	―
６	完済部分の有無	無
７	部分使用の有無	無

第２章　入札注意事項

１　設計図書等に対する質問の応答

（１）質問は「質問書」によりメールで提出してください。

なお、質問書を送信された際は、以下の担当者まで必ず電話連絡をしてください。

（質問がない場合は、質問書の送信及び電話連絡の必要はありません。）

（２）受付年月日・時間等

日　　時　　令和８年１１月１６日（月）

～

令和８年１１月１８日（水）

午後４時まで

送　付　先　　奈良県地域創造部文化振興課

文化振興課文化振興係　　担当者　井阪

電 話 番 号　　０７４２－２７－８４７８

Ｅ－ｍａｉｌ　　bunkas@office.pref.nara.lg.jp

（３）質問回答書の閲覧年月日・場所

質問があった場合は、令和８年１１月２０日（金）に文化振興課ホームページ（https://www.pref.nara.lg.jp/n034/p101000.html）に掲載します。（予定）

２　設計図書等の返還

現場説明用図面及び特記仕様書のデータ（ＣＤ－Ｒ）は、設計図書の返却日までに返還してください。

３　建設業退職金共済制度の掛金

落札者は、契約の締結に際しては中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度の掛け金を建設業退職金機構の奈良県支部に納入し、機構発行の掛金収納書を提出してください。

（機構奈良県支部：奈良市高天町５－１奈良県建設会館内　℡0742-22-3345）

４　現場説明用図面及び数量書のデータの利用に当たっては「現場説明用図面等データ利用規程」を遵守してください。

第３章　特記事項

１　総論

本工事の工事請負契約書、質問回答書、現場説明書、特記仕様書、図面及び標準仕様書を十分に理解し、関連法規・条例等を遵守して、安全に着手・竣工してください。

２　適用範囲

施工条件は、＊印および ⊙ 印のついたものを適用します。

３　施工条件

（１）一般事項

＊本工事の施工は、監督員の指示した書類を作成し承諾を受けたうえで着手してください。

＊原則として、工事着手前に本工事の全ての下請け業者について、書類により監督員に届出てください。

＊本工事は奈良県県土マネジメント部編集「県土マネジメント部建築工事監督及び検査必携」及び「建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）」を適用します。

＊工事関係官公署その他関係機関への必要な届出手続き等は全て受注者が行ってください。手続きに必要な費用は受注者の負担とします。また、[建築及び設備工事監督・検査事務処理様式集（奈良県県土マネジメント部）]の書式に従い、工程管理を行ってください。

＊建設工事公衆災害防止対策要綱建築工事編（建設省建設経済局）を遵守し、工事を行ってください。

＊「奈良県公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画の後期実施計画」に基づき、時間的コスト・社会的コスト等の低減を図り、総合的なコスト縮減に努めてください。

＊本工事に示す内容その他に疑義が生じた場合は、入札前においては質疑によるものとし、受注者決定後においては監督員と充分協議のうえ、その指示に従い施工するものとします。また、現場の納まり、取合い、明示なき事項及び設計図書と現場の不一致等で生じた変更については、監督員の指示によるものとします。

（２）施工日・施工時間

⊙ 施工時間は開館日の９時１５分から１７時３０分までとします。ただし、別に定めのある場合又はあらかじめ監督員の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

⊙ 騒音、粉じんを伴う作業は休館日とし、あらかじめ監督員と協議してください。

（３）用地

・借地料（　　円）を本工事に含みます。

（４）環境対策

＊「奈良県における「建設リサイクル」の実施に関する指針」に基づき、建設資材のリサイクルに努めてください。

＊「奈良県庁グリーン購入調達方針」に基づき、環境物品の使用に努めてください。また、「排出ガス対策型建設機械指定要領」「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程」に基づき指定された建設機械の使用に努めてください。

＊「奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第四次）」に基づき、再生資材や建設副産物の有効利用の推進、環境負荷の少ない型枠の利用推進等に努めてください。

＊「公共事業に関する環境配慮指針（奈良県）」に基づき、環境負荷低減に努めてください。
＊騒音・振動・排水等は、奈良県環境保全関係条例・その他の規程に従って十分な養生及び防止対策を講じてください。万一、第三者に損害等が生じた場合は、受注者にて処理、解決してください。なお、これらに要する費用は、受注者の負担とします。
・テレビ受信状況の障害調査を行ってください。
ａ.事前調査　・受信レベル　・受信画像
ｂ.事後調査　・受信レベル　・受信画像
ｃ.調査ヶ所　ヶ所
ｄ.調査チャンネル　（　）

（５）特定建設資材の再資源化
＊特定建設資材とは、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下「建設リサイクル法」という。）に定める特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材及びアスファルト・コンクリート）をいいます。
＊本工事において発生する特定建設資材廃棄物については、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守し、適正に再資源化処理をしてください。
＊建設リサイクル法第９条を遵守し、同法施行規則第２条に定める「分別解体等に係る施工方法に関する基準」により適切な施工をしてください。
＊本工事において発生した特定建設資材廃棄物については、県内の再資源化処理施設において処理してください。（受注者の責めに帰さない理由で、これによることができない場合は監督員と協議のうえ、その指示に従ってください。）
＊その他
①再資源化施設の選定に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可を受けた処理施設とし、許可内容・有効期限等を確認のうえ事前に監督員の承諾を受けてください。
②自ら搬出する場合は産業廃棄物運搬車の表示板等を掲げ明示してください。
また運搬を委託する場合は産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者とし、事前に監督員の承諾を受けてください。
③産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し厳正に管理してください。
④特定建設資材搬出の際は運搬車両の過積載防止の徹底を図ってください。特に別紙「ダンプトラック等過積載防止対策要領」に基づき監督員の指示に従ってください。

（６）県内業者・県内産建設資材の活用
＊下請契約を締結する場合には、当該契約の相手を「県内に主たる営業所」を有するものの中から選定するよう努めてください。
＊地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については奈良県産品の使用をより一層努めてください。
奈良県産品とは次の①から②に示すものとします。
①県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む。）で製造された資材・製品
②奈良県リサイクル認定製品

＊建設資材のうち生コンクリート、コンクリート二次製品及び道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「３品目」という。）及び奈良県リサイクル認定製品（土木資材：奈良県リサイクル認定製品パンフレットに土木資材として記載のあるもの。）の使用については、次に示す①から③の報告書

（様式１）を監督員に提出してください。
①資材調達予定を工事着手前に報告【当初報告】
②当初報告に変更・追加が生じた場合【変更・追加報告】
③資材調達結果を竣工検査前に報告【完成報告】

３品目で奈良県産品（以下、「県内産建設資材（３品目）」という。）が調達できるにもかかわらず奈良県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面（様式２）を監督員に提出してください。様式２の提出時期は、様式１と同じとします。

（７）安全対策

＊工事期間中、付近の構築物・道路・地下埋設物等に損傷を与えないよう万全の処置を行ってください。万一破損を生じた場合は、原形に復してください。

＊工事着手前に警察、その他関係機関、地元自治会、及び監督などと十分打合せのうえ、安全管理を行ってください。

・本工事の交通誘導員は、工事期間中延べ〇〇人とします。

・交通誘導員については、下表のとおりとします。工事の実工程等による交通誘導員の増減は設計変更の対象とはしないものとします。なお、工事内容に変更が生じた場合は、設計変更に関して監督職員と協議するものとする。

配 置 場 所	配 置 人 数	配 置 時 期

・当該施設は常時不特定多数の人々が使用する施設ですので、安全等については、十分留意してください。（特に、資材の搬入・搬出については施設管理者と十分協議してください）

（８）工事用道路・車両

＊工事期間中道路面には、一切車両を駐車しないようにすると共に工事関係車の出入りには必ず誘導員を立て交通渋滞や一般県民などへの災害に留意してください。

＊工事関係車両のタイヤ等で場内土を持ち出し､道路等を汚さないでください｡また、汚した場合には、速やかに清掃を行ってください。

＊ダンプトラックの過積載防止対策を行ってください。

（９）仮設

・指定仮設工事を含みます。
設計図　図番 〇〇 によります。

・工事現場の適切な位置に工事内容を示す表示板を設けてください。表示内容は[別紙表示板の様式]を参考にし、監督員の確認を受けてください。なお、奈良県章は昭和 43 年 3 月 1 日奈良県告示第 536 号によります。

（１０）建設発生土の処理

・建設発生土の抑制に努めてください。処理については特記仕様書の該当項目によります。

（１１）発生材の処理

(・)特記仕様書の該当項目により適正に処理してください。

（１２）建設工事イメージアップ

・建設工事のイメージアップに努めてください。

設計図　図番　〇〇　によります。

（１３）工事用電力・水道等

(・)構内既存施設の利用は以下によります。

（イ）既存電気設備の利用　　・出来ない　(・)出来る（・有償(・)無償）

（ロ）既存水道設備の利用　　・出来ない　(・)出来る（・有償(・)無償）

＊有償の場合は、監督員立会のうえ参考メーターを取り付けてください。

＊その他条件（　　）

・本受電又は開栓後、引き渡しまでの電気料金、水道料金等は下記によります。

	基本料金	使用料金
・電気	・含む　・含まない	・含む　・含まない
・水道	・含む　・含まない	・含む　・含まない
・（　　）	・含む　・含まない	・含む　・含まない

・本受電後、引き渡しまでの電気主任技術者選任（委託）に係る費用は受注者の負担とします。

・工事負担金　（　　円）を含みます。

（　　円）を含みます。

（１４）他工事との関連

・他工事についての工事工程及び納まり等は、事前に監督員及び関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。

・本工事は出合丁場となるので、工事工程・納まり等は、事前に関係者と協議のうえ工事の円滑な進捗を図るとともに、安全協議会を設立し災害防止に努めてください。

・本工事は、予定敷地（施設）において施工中及び施工予定の工事があります。

進入路、仮設等関係者と協議のうえ、工事の円滑な進捗を図ってください。

(・)設備メンテナンス等で、工事範囲内に立ち入る場合がありますので、ご協力下さい。

（１５）分離発注工事

・本工事と関連する分離発注工事

・工事期間中における工事進入路（敷地内外共）の維持・補修・第三者への対応、工事現場内外の安全・衛生管理及び各受注者間の工程調整を行い、相互の工事が円滑に進捗するよう安全協議会を設置し災害防止を図ってください。

・各受注者間の総合打合せを週１回以上行い、工事内容の連絡・工程調整・施工図面等による確認をして、充分に連絡調整を図ってください。

・各受注者は、工程表（週間・月間・全工程）を作成して監督員の承諾を受けてください。なお、工程表作成の際は、事前に各工事受注者間で工程を調整してください。

・各受注者は、協力して敷地外の工事進入路及び工事現場内の清掃を行ってください。

（１６）適正なコンクリート工事の施工について

・監督員の承諾を得ずに設計図書と異なるコンクリートを打設しないこと。
・コンクリート工の施工にあたっては、「適正なコンクリート工事実施に関わる受注者の遵守事項」を遵守してください。
・受注者は、コンクリート圧送工事の施工状況写真（ポンプ車全景、資格証を所持した圧送施工技能士等及び落下防止装置）を撮影し、監督員に提出してください。

（１７）早期契約制度について

・余裕期間（契約予定日から工事開始指定日の前日）は実工事期間でないため、当該期間内に工事に着手することはできません。従って、現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設物の設置等を行うことはできません。
・余裕期間内は技術者の配置は不要です。

（１８）ワンデーレスポンス実施について

・この工事はワンデーレスポンス効果検証対象工事です。
「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することです。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど何らかの回答を「その日のうち」にすることです。
・受注者は実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督員と協議を行ってください。
・受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び実施工程表に遅れが生じた場合は速やかに文書にて監督員へ報告してください。
・効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施しますので、協力してください。
・受注者は発注者への質問・協議にあたって、監督員が内容等を速やかに把握できるよう留意して協議を行ってください。

（１９）施工に留意すべき事項

・〇〇棟の〇〇部シーリングにＰＣＢまたはアスベストを含有する可能性がありますので、以下の手順で施工を行ってください。なお、本件にかかる施行手順については、施工計画書に記載してください。
①既存シーリングが施工されている部材の種類ごとに、ＰＣＢの分析調査（材種判定・ＰＣＢ分析）を行う。
②①の調査において、ＰＣＢを含有すると判定された場合、保護手袋・保護マスク等を着用の上、手ばらしにて撤去し、保管する。
③①の調査において、ＰＣＢを含有しないと判定された場合、①と同様の位置からシーリングを採取し、アスベスト含有調査（定性分析及び定量分析）を行う。
④③の調査において、アスベストを含有すると判定された場合、特記仕様書に従って撤去、処分を行う。
・〇〇棟外壁の仕上塗材及び下地調整材にはアスベストが含有されており、仕上塗材及び下地調整材の除去についてはＡ－〇〇記載の工法を想定しています。なお、上記工法の使用が困難な開口部及び出入隅にあっては、集塵装置併用手工具ケレン工法による除去を見込んでいます。
・石綿障害予防規則に基づき、アスベストを含有する建築物、工作物の解体・改修工事を行う場合は、作業の実施状況を写真等により記録し、保存してください。
・アスベストを含有する建材の除去等の作業を行う場合、関係法令に則り適正な措置を講じてください。なお、ケイ酸カルシウム板第一種の除去に際しては作業場の隔離養生を行うことを見込んでいます。
・ASP（情報共有システム）試行対象工事とします。ASP（情報共有システム）を活用

しない場合は、設計変更の対象とします。

（２０）現場代理人の常駐を要しない期間

＊以下のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると発注者が認めた場合においては、現場代理人の常駐を要しない。

①契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
②建設工事請負契約書第２０条第１項又は第２項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
③昇降機（部品含む）の工場製作のみが行われている期間（昇降機工事に限る）
④上記のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

なお、当該期間については監督員と協議を行って定めることとする。

（２１）その他

＊工事目的物及び工事材料等を火災保険、その他保険に付してください。なお、その保険の加入期間は、原則として、工事着工の日から工事完成期日後１４日としてください。

＊保険の付保及び事故の補償

本工事において、受注者は法定外の労災保険※に付さなければなりません。また、保険契約締結後は契約書第５７条に基づき、その証券等を発注者に提示してください。

なお、法定外の労災保険にかかる保険料等の費用は現場管理費率の中に計上されています。

※法定外の労災保険：従事する者の業務上の負傷等に対する補償のための保険で、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行うことを目的とした保険

＊設計変更が生じる場合、当該設計変更に係る積算は、奈良県県土マネジメント部建築工事積算基準を採用するものとします。併せて、請負代金額に変更が生じる場合の変更請負代金額は、当初予定価格を含む設計変更価格に、当初予定価格から請負代金額となったいわゆる請負率を乗じて得た額とします。

・本工事は令和〇〇年度から令和〇〇年度までの継続工事であり、令和〇〇年度末の出来高額は、〇〇％とします。

・本工事は仮契約を締結し、県議会の議決があったときに、仮契約と同一条項により本契約を締結したものとします。

・施工計画書の提出において、別紙の「施工計画書現場組織表（様式１）」を２部提出してください。

・本工事にかかる建設工事請負契約書第２６条第５項(「単品スライド」条項という。)の運用については、現在「鋼材類（スクラップ含む）等」を対象としていますので、対象材料の価格変動に伴い、請負金額を変更する場合があります。

・足場は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(基発 1226 第 2 号令和 5 年 12 月 26 日)によることとし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の 2 の(1)手すり据置き方式又は(2)手すり先行専用足場方式により行うこととします。

・要求性能墜落制止用器具は、要求性能墜落制止用器具取付設備に確実に取り付け、使用に当たっては、「要求性能墜落制止用器具の二丁掛」を基本とします。また、当該器具の選定、使用方法等については、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(厚生労働省基発 0622 第 2 号平成 30 年 6 月 22 日)」によることとし、6.75m を超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとします。

なお、墜落制止用器具にかかる費用は、直接工事費における下請経費の中に計上されていています。

・墜落制止用器具は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン(厚生労働省基発 0622 第 2 号平成 30 年 6 月 22 日)」により、6.75m を超える箇所での作業についてはフルハーネス型を使用することとします。

・本工事では、公共工事に従事する労働者の県別賃金を、職種ごとに調査することを目的とした、公共事業労務費調査を実施するため、次の各号に掲げる内容について協力をしなければなりません。また、工期経過後においても同様とします。

①調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等必要な協力をしなければなりません。

②調査票等を提出した事業所を発注者が、事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければなりません。

③正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従い従業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければなりません。

④対象工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者（該当下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が③と同様の義務を負う旨を定めなければなりません。

なお、調査詳細については、監督員等から別途お知らせします。

・本工事では、受注者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査を行います。なお、調査票は監督員等から配布します。

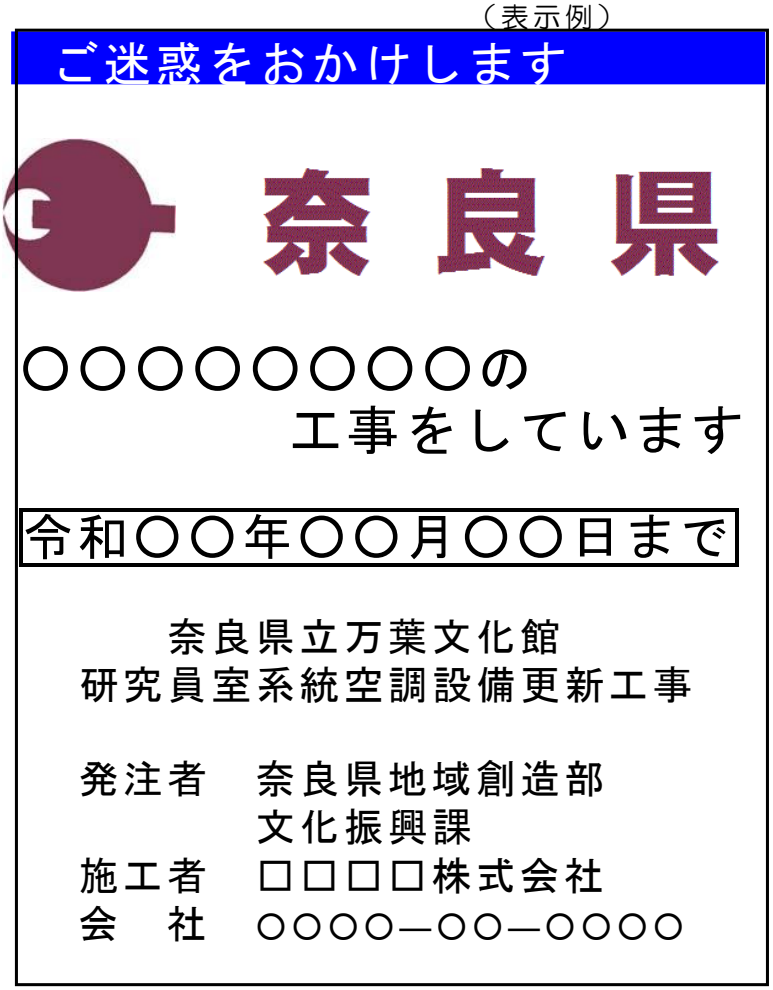
・本建物は工事期間中も業務を継続しているため、工事については、監督員、施設管理者と協議の上、できる限り業務に支障のないように工程、作業員動線を検討してください。

・施工手順については、監督員と協議してください。

・奈良県地域創造部文化振興課発注の工事において、竣工時の工事成績評定は実施しません。（入札公告等に記載の工事成績評定に関する定め等は適用しません。）

［別紙　表示板の様式］

（表示例）



表示板の様式

①表示板の大きさは、たて約９００ｍｍ×よこ約６００ｍｍ（Ａ１相当）を標準とする。
②表示板の表面には耐候性を高める処理を施す。
③県章と県名は蘇芳(すほう)色で表示する。
（県章：昭和 43 年 3 月 1 日奈良県告示 536 号）
④工事内容をわかりやすく表示する。
⑤工事の終了日、工事名を表示する。
⑥発注者は「奈良県地域創造部文化振興課」と表示する。
⑦施工者の会社名と会社の電話番号を表示する。

※表示内容は監督員の確認を受けること。